$P_{令4}$＝0.00261

$P_{令5}$＝0.00374

$P_{令6}$＝0.00561

Q_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下この表の都道府県の項において同じ。）（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、公共下水道に係る地方債の額に相当する額

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債の額に相当する額

$S_{令5}$＝0.01267

$S_{令6}$＝0.01816

α　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.56、25 以上 50 未満の場合は 0.49、50 以上 75 未満の場合は 0.42、75 以上 100 未満の場合は 0.35、100 以上の場合は 0.28

算式Ⅲ

$$\frac{\sum_{n=13}^{令6}(B_n \times C_n) + D \times 0.3 + E \times 0.6 + F \times 0.45 + \sum_{n=27}^{令6}(G_n \times H_n) + I \times 0.6 + \sum_{n=12}^{令6}(J_n \times K_n) + L \times 0.75 + M \times 0.45 + N + O + P + Q + R}{750\text{円} \times A}$$

$P_{令4}$＝0.00261

$P_{令5}$＝0.00374

Q_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下この表の都道府県の項において同じ。）（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、公共下水道に係る地方債の額に相当する額

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債の額に相当する額

$S_{令5}$＝0.01267

α　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.56、25 以上 50 未満の場合は 0.49、50 以上 75 未満の場合は 0.42、75 以上 100 未満の場合は 0.35、100 以上の場合は 0.28

算式Ⅲ

$$\frac{B \times 0.6 + C \times 0.45 + \sum_{n=13}^{令5}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + G \times 0.6 + H \times 0.45 + \sum_{n=27}^{令5}(I_n \times J_n) + K \times 0.6 + \sum_{n=12}^{令5}(L_n \times M_n) + N \times 0.75 + O \times 0.45 + P + Q + R + S + T}{553\text{円} \times A}$$